

# 新型コロナウイルスに対する行動指針

## 《社員の行動指針》

- ◆感染した場合は、義務として出社をしてはならない。
- ◆発熱（微熱）など感染が疑われる症状が出た場合には速やかに上司に報告し、無理せず休暇を取得し、医療機関で受診するなどの対応を取ること。  
解熱剤等を飲んで症状を抑えながら会社に出ると感染を広げる恐れがある事を認識し、無理せず休暇を取得すること。
- ◆報告を受けた上司は、速やかに総務部長へ報告し、同じ拠点（現場）で勤務している周りの社員が発熱やせきなど体調の変化が無いかに注意深く観察すること。
- ◆家族等同居者が感染した場合は、速やかに状況を上司に報告すると共に自身も出社を控え、体調の変化が無いかに確認をする事。
- ◆厚生労働省より発表された全国の保健所に設置された「帰国者・接触者相談センター」に相談する目安の
  - ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く。
  - ②強いだるさ（倦怠（けんたい）感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、勧められた医療機関で受診すること。  
※「帰国者・接触者相談センター」は全国の保健所に設置されておりますので、自宅から最寄りの保健所へ連絡して下さい。あらかじめ連絡先を確認しておくこと。
- ◆出社時、外出よりの帰社時には必ず手洗い、アルコール消毒を行うこと。  
※手洗いの手順は「！手洗い」を参考に
- ◆公共交通機関を利用する場合、人が集まる場所に出向く場合は、必ずマスクを着用すること。  
※マスク着用の手順は「マスクは正しくつけましょう！！」を参考に
- ◆大人数が集まる場所での食事会、イベント等への参加は可能な限り控えること。
- ◆どうしても避けられない場合を除き、可能な限り出張は控えること。
- ◆出先においても、頻りに手洗いを行い、可能な限りアルコール消毒を行うこと。

## 《お客様に対する行動指針》

- ◆来社されたお客様には、必ずアルコール消毒を行ってもらい入室するよう、ご協力をお願いすること。
  - ◆キャスト付きのバッグ等は、新聞紙等を敷いた上に荷物を置いてもらい、カーペット等に直接置かないよう必ずご協力をお願いすること。
  - ◆打合せなど、電話等で済ませられる場合は、わざわざお越しいただかないよう配慮すること。※当分の間実施していく。
- ※状況がさらに悪化し、改善の目途もたたない場合、テレワーク等を検討する場合があります。ご理解下さい。